

介護福祉士資格の取得方法について

資料目次

1. 介護福祉士資格取得方法の現状と経緯……………(P.2)

- (1) 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて
- (2) 介護福祉士の資格取得方法に関する動き(社会福祉士及び介護福祉士法の改正の経緯)
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要
- (4) 今後の介護人材養成の在り方について
- (5) 介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について
- (6) 介護福祉士の各資格取得ルート of 学習カリキュラム比較

2. 実務経験ルートについて……………(P.9)

- (1) 実務者研修の概要
- (2) 実務者研修創設の目的
- (3) 実務者研修に際しての読替え可能科目について
- (4) 実務者研修受講者の現状
- (5) 実務者研修受講者の受講イメージ例
- (6) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

3. 養成施設ルートについて……………(P.16)

- (1) 介護福祉士養成施設の定員充足状況の推移
- (2) 離職者等再就職訓練事業(委託訓練)の概要
- (3) 介護福祉士等修学資金貸付制度

4. 福祉系高校ルートについて……………(P.20)

- (1) 福祉系高等学校等の定員数と入学者数の推移

1. 介護福祉士資格取得方法の現状と経緯
2. 実務経験ルートについて
3. 養成施設ルートについて
4. 福祉系高校ルートについて

1(1)

介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

- 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護人材の資質向上を図る観点から、資格取得方法を見直し。
- 平成23年に当該改正法の一部の施行日を3年間延期（平成24年度→平成27年度施行へ）。
- さらに、今般の医療・介護総合確保推進法の成立により、平成28年4月に施行を延期。

は、施行済み
 は、未施行(平成28年4月施行予定)

	実務経験ルート 〔3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕	養成施設ルート 〔厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法〕	福祉系高校ルート 〔福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法 平成25年度までに特例高等学校等（通信課程含む）に入学した者を含む〕
教育プロセス 〔実務経験 研 修〕	<div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">実務経験 3年以上</div> <p style="text-align:center;">+</p> <div style="background-color:orange; padding:5px; text-align:center;">実務者研修 (6月以上/450時間)</div>	<div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間)</div> <div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">(+200時間=1,850時間)</div>	<div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*))</div> <div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">+19単位=53単位(1,855時間*)</div>
国家試験	<div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">国家試験</div>	<div style="background-color:orange; padding:5px; text-align:center;">国家試験</div>	<div style="background-color:blue; padding:5px; text-align:center;">国家試験</div>

*時間数は、1単位を35時間として換算

【参考】資格取得者数

平成25年度	約8.7万人	約1.3万人	約0.3万人
累計	約88.3万人	約31.3万人	内訳無し (実務経験ルートに含む)

1(2) 介護福祉士の資格取得方法に関する動き (社会福祉士及び介護福祉士法の改正の経緯)

【平成19年度改正】

介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育課程を経た後に国家試験を受験するという形で資格の取得方法を一元化。(平成24年度からの施行を予定)

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正前	・介護業務の実務3年を経て、国家試験を受験。	・養成施設(2年以上)の卒業のみで介護福祉士の資格を取得。
改正後	・実務3年に加え、600時間以上(6か月以上)の実務者研修の受講を義務づけ。	・教育内容を1,650時間の課程から1,800時間の課程に充実するとともに、新たに国家試験を義務づけ。

【平成23年度改正】

新たな教育内容(たん吸引等)の追加と、働きながら受講しやすい環境整備を図るため、次のとおり改正。

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施行を平成24年度から27年度に3年間延期。(法律) 理由：①新たな教育内容(たん吸引等)の追加、②受講支援策の充実 ・研修時間を600時間から450時間(たん吸引等50時間含む)に見直し(省令) ・働きながらも研修を受講しやすい環境の整備。(省令等) ①通信教育の活用、②過去に受講した科目を読み替える仕組みの導入、③受講費用の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律) ・新たな教育内容(たん吸引等50時間)の追加により、研修時間を1,800時間から1,850時間に見直し。(省令)

【今般の見直し】

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得方法の一元化を延期、併せて、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定。

1(3) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要 (平成19年12月5日公布)

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務:「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務: 福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は 認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は 地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

施行期日

公布日: 定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)
平成21年4月1日: 介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④及び4①)
平成24年4月1日: 介護福祉士の資格取得方法の見直し
(3①・③) * 平成25年1月試験から実施

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

【社会福祉士】

- ④ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

今後の介護人材養成の在り方について

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要)

1. 検討の背景

- 高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。
- 一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮が必要。

2. 報告書のポイント

- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。**
⇒現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
 - ア 研修時間は450時間**
⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
 - イ 働きながらも研修を受講しやすい環境を整備**
⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
 - ウ 施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる実務者研修の義務付け(実務者ルート)及び国家試験の義務づけ(養成施設ルート)の施行時期を延期するとともに、介護人材の確保のための方策についての検討を行うこととする。

現状と考え方

- 平成19年の制度改正により、資格取得方法の見直しを実施。実務者研修の義務付け(実務者ルート)及び国家試験の義務づけ(養成施設ルート)が平成27年度から施行予定。
- しかし、依然、介護人材の確保が困難な状況が続き、今後の経済状況の好転による他業種への流出懸念が高まる中で、介護業界への入職意欲を削がないようにし、幅広い方面から人材を確保するための方策を講じる必要性が高まっている。

今回の対応

以下の2点について、改正法案に盛り込むこととする。

- 1 介護人材の確保のための方策について、1年間をかけて、検討を行うこと(検討規定)
- 2 資格取得方法の見直しの施行時期を1年間延長すること

1(6)

介護福祉士の各資格取得ルートでの学習カリキュラム比較

実務経験ルート(実務者研修)

養成施設ルート

福祉系高校ルート

教育内容	時間数	
人間と社会	40	
人間の尊厳と自立	5	
—	—	
社会の理解Ⅰ	5	35
社会の理解Ⅱ	30	
—	—	
介護	190	
介護の基本Ⅰ	10	30
介護の基本Ⅱ	20	
コミュニケーション技術	20	
生活支援技術Ⅰ	20	50
生活支援技術Ⅱ	30	
介護過程Ⅰ	20	90
介護過程Ⅱ	25	
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45	
—	—	
—	—	
こころとからだのしくみ	170	
発達と老化の理解Ⅰ	10	30
発達と老化の理解Ⅱ	20	
認知症の理解Ⅰ	10	30
認知症の理解Ⅱ	20	
障害の理解Ⅰ	10	30
障害の理解Ⅱ	20	
こころとからだのしくみⅠ	20	80
こころとからだのしくみⅡ	60	
医療的ケア	50	
合計	450	

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
人間と社会に関する選択科目	—
介護	1,260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
こころとからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こころとからだのしくみ	120
医療的ケア	50
合計	1,850

科目	単位数	(参考) 時間換算*
人間と社会	8	280
社会福祉基礎	4	140
人間と社会に関する選択科目	4	140
介護	37	1,295
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術 (医療的ケアを含む)	10	350
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こころとからだのしくみ	8	280
こころとからだの理解	8	280
医療的ケア	—	(50)
合計	53	1,855

*1単位を35時間として換算

1. 介護福祉士資格取得方法の現状と経緯
2. 実務経験ルートについて
3. 養成施設ルートについて
4. 福祉系高校ルートについて

実務者研修の概要

(1)研修の内容

- ① 介護福祉士養成課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成。
- ② 原則として、科目をⅠ・Ⅱに分割。既存研修による科目単位での履修認定を認める。
Ⅰ：基本的事項(就業初期の段階で受講することが望ましい事項)
Ⅱ：応用的事項(知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項)
- ③ 多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」を規定し、基準化。

(2)面接授業

- ① 面接授業の時間数は、最低限「45時間(：ケーススタディ(応用的な事例を用いて実践力を養成する)、介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認)＋α(：医療的ケアのうち演習)」。
- ② 他の学校・養成施設、介護実習Ⅱを行う施設・事業所に実施させることが可能。

(3)通信課程での評価

- 科目ごとにレポート(課題)を提出し、添削指導、評価。

実務者研修創設の目的

今後の介護人材養成の在り方に関する
検討会(第1回)提出資料(平成22年3月)

平成19年の法改正に当たって、今後の高齢化の一層の進行や認知症高齢者に対するケアへの対応の必要性等の背景を踏まえ、今後のあるべき介護福祉士像を整理。

介護福祉士の基礎的能力の向上の必要性

この介護福祉士の在り方像を踏まえつつ、こうした人材の養成に向けた知識・技術体系として、2年1,650時間のカリキュラムを1800時間へ拡充(養成施設ルート)。

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

他方、実務経験ルートにおいては、「即戦力として期待できるものの、制度面・理論面について十分な教育機会が欠けている」との議論があり、1800時間のカリキュラムを基本に、実務から得られる知識・技術を考慮しつつ、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、

- 認知症ケアや医療が必要な高齢者へのケアなど、現代的な課題に対応するために必要な知識・技術
(ex. 認知症の理解や障害の理解など)
 - 根拠に基づく実践を行う観点から、制度や人体の構造等に関する知識
(ex. 社会の理解やこころとからだのしくみなど)
- 等を修得するための課程として、実務経験ルートに600時間課程を創設したものを。

➡ こうした改正を通じ、介護福祉士の社会的な評価を高め、処遇改善につなげることを企図。

2(3)

実務者研修に際しての読替え可能科目について

○ 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により、科目単位での修了認定を認めることが可能。

※○は読替え可能なものを示す。

教育内容	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基 礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50(※)						喀痰吸引等研修
必要な受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要がある。

2(4)

実務者研修受講者の現状

- 「実務者研修」については、平成23年改正の際、次のような負担軽減措置を講じたところ。
 - ① 受講時間の短縮(600 → 400時間+新たに医療的ケア50時間を追加(=450時間))
 - ② 既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入
 - ③ 通信課程の活用(面接授業は、一般的に45時間+医療的ケアの演習のみ) 等
- これらの負担軽減措置を活用した、実務者研修受講者の現状は次のとおり。

1 既に履修した科目の読み替え

読み替えにより、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿。

(通信課程活用の事例(ある実務者養成施設))

受講者の8~9割が、ホームヘルパー2級研修など、既に何らかの研修を修了。

A学校:受講者数143名

- ・無資格者 26名(18.2%) (450時間受講)
- ・ホームヘルパー2級研修修了者 102名(71.3%) (320時間受講)
- ・介護職員初任者研修修了者 10名(7.0%) (320時間受講)
- ・ホームヘルパー1級研修修了者 5名(3.5%) (95時間受講)

B学校:受講者数38名

- ・無資格者 3名(7.9%) (450時間受講)
- ・ホームヘルパー2級研修修了者 23名(60.5%) (320時間受講)
- ・介護職員初任者研修修了者 3名(7.9%) (320時間受講)
- ・介護職員基礎研修修了者 9名(23.7%) (50時間受講)

2 通信課程の活用

- ・実務者研修の教育課程のうち、大部分は通信課程を活用。(平成26年4月現在、実務者研修の総定員数約11.4万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約90%))
- ・実務者研修の教育課程のうち、大部分は通信課程での習得が可能。(320時間の受講の場合、通信課程で習得できるのは、275時間(86%))
- ・職場を離れる面接授業は、7~9日間程度であり、土日受講が一般的。(通信課程活用の場合、面接授業は45時間と、医療的ケアの演習のみ。)

(参考)実務者研修の状況 平成25年4月1日 定員11,106人 在籍者 962人 充足率 8.7%
平成26年1月1日 定員87,058人 在籍者10,367人 充足率 11.9%
※平成26年1月1日現在実務者研修の修了者は5,879人

2(5)

実務者研修受講者の受講イメージ例

～ ヘルパー2級研修又は初任者研修修了者が、実務者研修(通信課程・9ヶ月)を受講する場合～
(ある専門学校のケース)

- ① 面接授業の日数は9ヶ月で7日間。
- ② 通信課程はテキストを読み、課題を提出するという自習の形態。全体で16回のレポートの課題提出が求められる。

・=課題提出 ○=面接授業

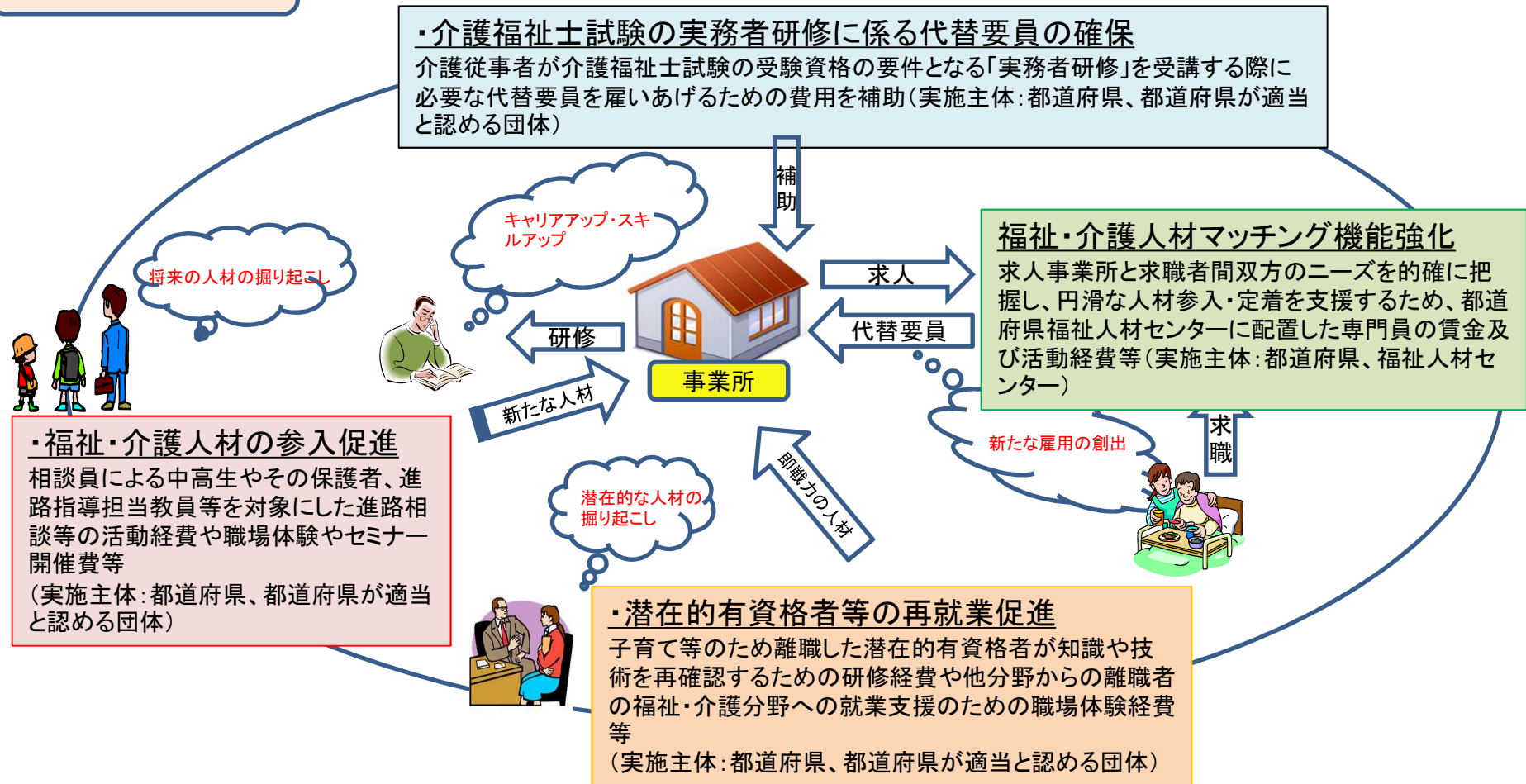
	科目	課題提出本数 ・ 面接授業通学日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
通信課程	医療的ケアを除く10科目 (225h)	13回	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■					
	医療的ケア (50h)	3回				■ ■ ■					
	合計 (275h)	16回									
面接授業	介護過程Ⅲ (45h)	5日				○○ (土日也可)	○○ (土日也可)	○ (土日也可)			
	医療的ケア (演習)	2日						○ (土日也可)	○ (土日也可)		
	合計 (45h+演習)	7日									

福祉・介護人材確保緊急支援事業

○ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、平成25年度補正予算で所要額の積み増しを行い、都道府県が実施する福祉・介護人材確保のための事業を支援

(参考) 平成25年度補正予算 520億円の内数

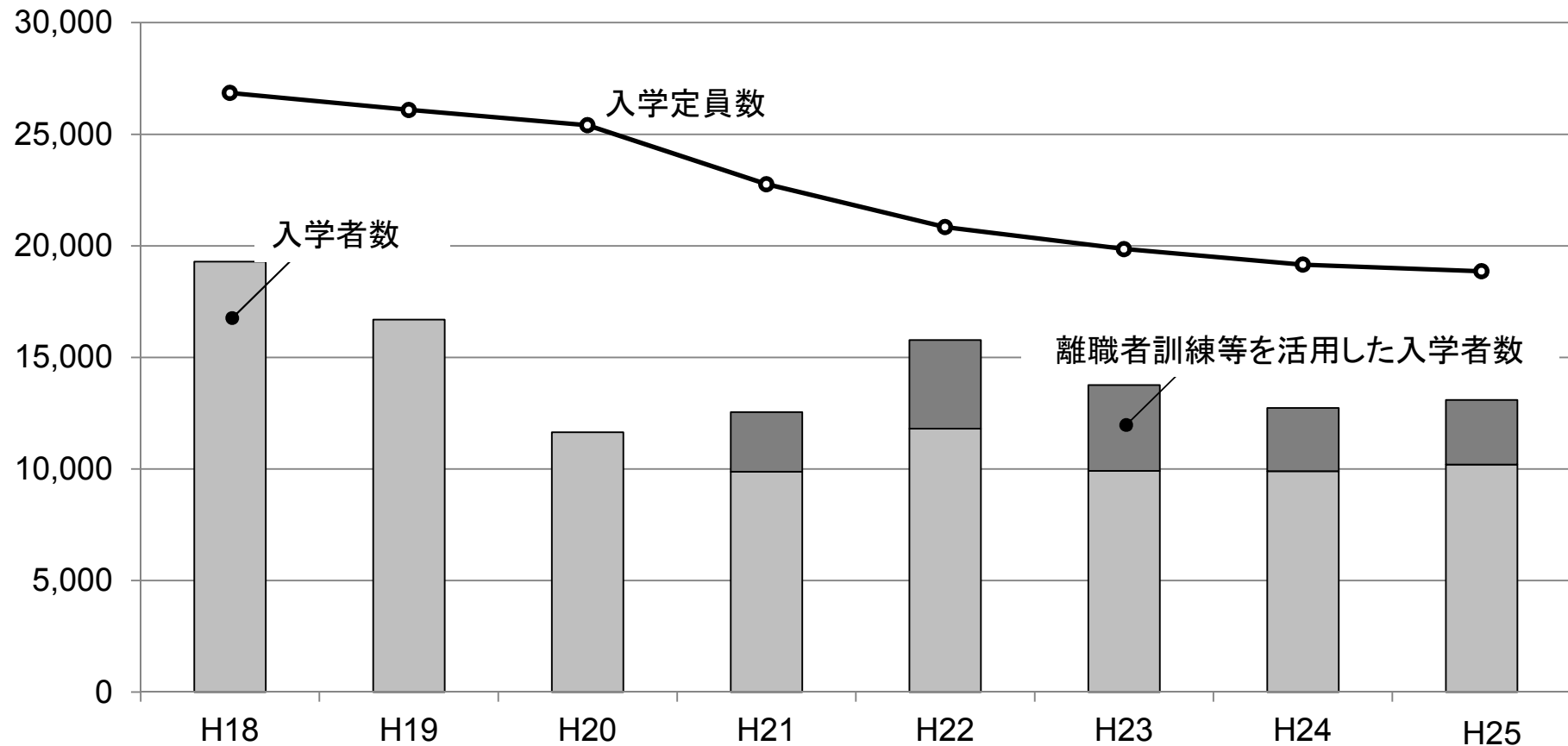
事業イメージ



1. 介護福祉士資格取得方法の現状と経緯
2. 実務経験ルートについて
3. 養成施設ルートについて
4. 福祉系高校ルートについて

3(1)

介護福祉士養成施設の定員充足状況の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
学校数	405	419	434	422	396	383	377	378
定員数	26,855	26,095	25,407	22,761	20,842	19,858	19,157	18,861
入学者数	19,289	16,696	11,638	12,548	15,771	13,757	12,730	13,090
(内数)離職者訓練等を活用した入学者	—	—	—	2,671	3,971	3,845	2,826	2,900
定員充足率	71.8%	64.0%	45.8%	55.1%	75.7%	69.3%	66.5%	69.4%
(参考)離職者訓練等を活用した入学者を除いた充足率	—	—	—	43.4%	56.6%	49.9%	51.7%	54.0%

3(2)

離職者等再就職訓練事業(委託訓練)の概要

国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、民間教育訓練機関や学校教育機関等の多様な訓練委託先を活用し、離職者の多様なニーズに応じた職業訓練を実施することにより、早期の就職を支援するもの。

厚生労働省

- 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦

委託契約

都道府県(職業能力開発校)

職業能力開発促進法
第15条の6第3項に基づき実施

- 訓練実施計画の作成、都道府県予算編成
- 個々の離職者の多様なニーズに応じた委託訓練コースの設定
- 巡回就職支援指導員等の配置(委託訓練の委託先を巡回訪問し、効果的な就職支援を行うための必要な助言、指導)

委託契約

委託訓練実施機関(民間団体)

<訓練内容>

- 訓練期間:原則3ヶ月・月100時間が標準
- 委託費:原則訓練受講生1人あたり月6万円が上限

<主な訓練コース>

- ① 知識等習得コース(OA事務科、経理事務科、情報処理科、介護サービス科など)
- ② 資格取得コース(訓練期間2年間 委託費上限:介護福祉士9万円、保育士月6万円)
- ③ 委託訓練活用型デュアルシステムコース(座学と実習が一体となった訓練) 等

求職
申込み

受講
あつせん

訓練
修了

就職

離職者

職業相談

ハローワーク

職業紹介

企業

介護福祉士等修学資金貸付制度

○ 介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学中の学費(1月あたり最大5万円)、入学準備金及び就職準備金(各20万円)等を奨学金として貸与し、5年間従事すれば返還免除となる。

(参考)平成20年度補正予算 320億円、平成24年度予備費 81億円(単年度あたり新規貸付人数:約3,000人(全国))

(介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)

(貸付条件)

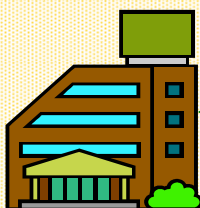
○貸付額(上限)

- ・学費 5万円(月額)
- ・入学準備金 20万円
- ・就職準備金 20万円
- ・生活費加算(※) 4万2千円(月額)(東京23区)
※生活保護受給世帯等の子どもに限る
※加算額は地域により異なる
- ・実務者研修の場合は一人あたり総額20万円

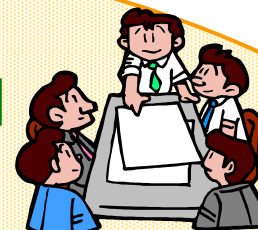
○貸付利子:無利子

○一定の要件を満たした場合は、全額返還免除

【都道府県社協等】



【他産業の仕事】



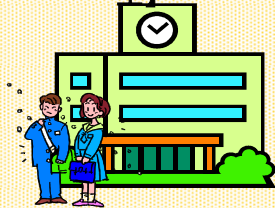
借り受けた修学資金を返済



(他産業に就職)

(途中で他産業に転職)

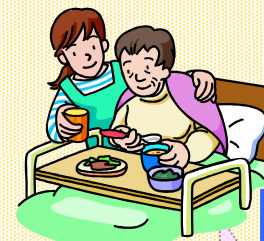
【介護福祉士・社会福祉士養成施設の学
生】



卒業後原則
1年以内

(福祉・介護の仕事に就
職)

【福祉・介護の仕事】



在学中の学費等を貸付

5年間福祉・介護の
仕事に継続して従事

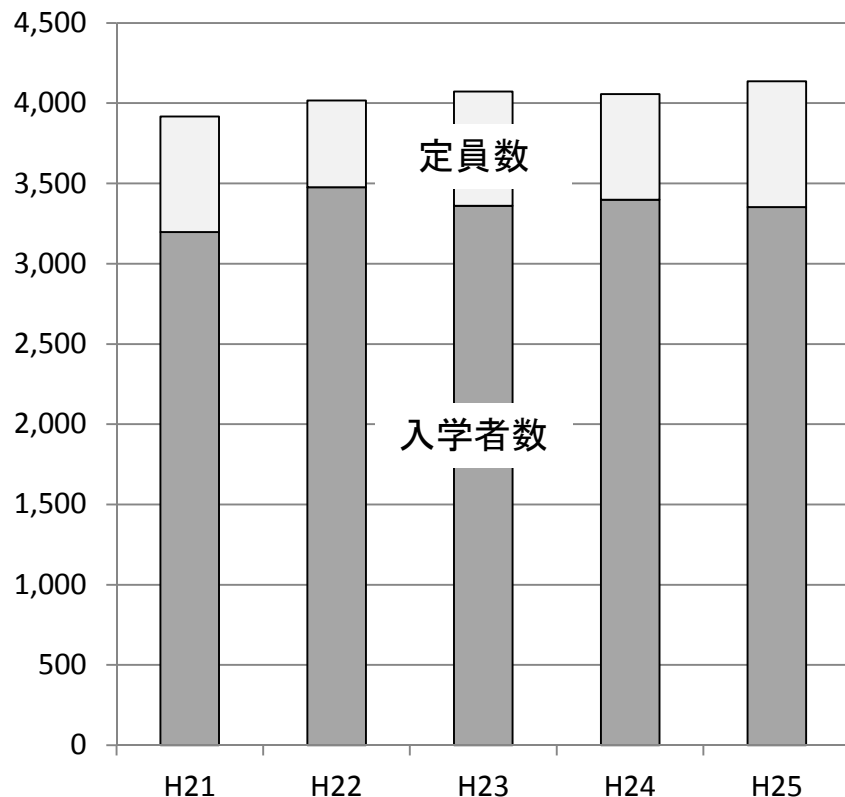
借り受けた修学
資金の返済を
全額免除。

1. 介護福祉士資格取得方法の現状と経緯
2. 実務経験ルートについて
3. 養成施設ルートについて
4. 福祉系高校ルートについて

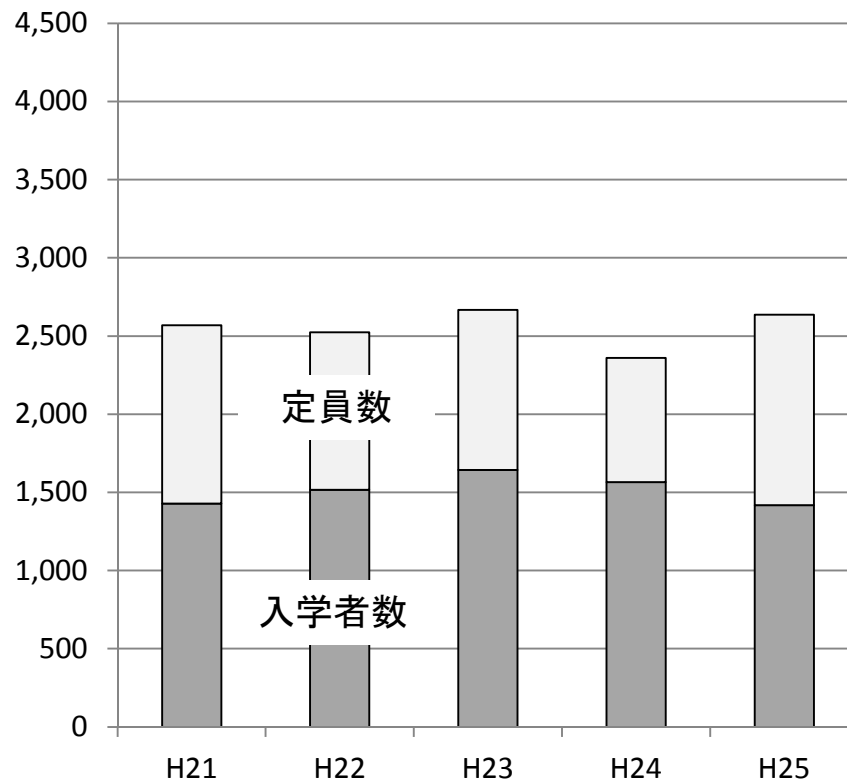
4(1)

福祉系高等学校等の定員数と入学者数の推移

福祉系高校



特例高校



	H21	H22	H23	H24	H25
学校数	107	110	113	117	115
定員数	3,917	4,017	4,072	4,056	4,136
入学者数	3,197	3,476	3,360	3,399	3,352
定員充足率	81.6%	86.5%	82.5%	83.8%	81.0%

	H21	H22	H23	H24	H25
学校数	56	55	55	56	50
定員数	2,568	2,523	2,668	2,360	2,636
入学者数	1,429	1,517	1,643	1,566	1,418
定員充足率	55.6%	60.1%	61.6%	66.4%	53.8%

出典 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条報告に基づき作成

※特例高校とは、福祉系高校に移行することを前提とした学校であり、
 時限措置として平成21年度から平成25年度までの入学生に限り、
 卒業後9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に
 介護福祉士国家試験の受験資格が得られる。